## 騒音•振動特定施設一覧

		監	振動			
区分	機械等の種類	騒音規制法	成田市公害 防止条例	振動規制法	成田市公害 防止条例	備考
		都市計画法による 用途地域	市内全域	用途地域 (工業専用地域を除 く)	市内全域	
金属	圧延機械	0%	0%	×	0%	※原動機の定格出力合計22.5kW以上のものに限る
	製管機械	0	0	×	0	
	ベンディングマシン	〇(ロール式)※	0%	×	×	※原動機の定格出力合計3.75kW以上のものに限る
	液圧プレス	〇(矯正プレスを除く)	0	〇(矯正プレスを除く)	0	水又は油の油圧でプレスし、金属素材の成型など 加工を行う機械
	機械プレス	〇 加圧能力が294KN以上 のみ	0	0	0	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機	〇(3.75kW以上のみ)	シャーリングマシン 3.75kW以上のみ	O(1kW以上のみ)	シャーリングマシン 1kW以上のみ	一対のせん断刃が互いに閉じることによって、 金属材料を切断する機械の総称
	鍜造機	0	0	0	0	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型 する機械
	ワイヤーフォーミング マシーン	0	0	○(37.5kW以上のみ)	0	線材又は針金を加工して、ヘアーピン等の針金製品 を作る機械
加 工	ブラスト	0%	0	×	×	※タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く
機 械	タンブラー	0	0	×	×	
	製鉄機	×	0	×	×	
	製釘機	×	0	×	×	
	切断機	0%	0	×	×	※砥石を用いるもののみを限る
	平削盤	×	0	×	×	長大な平面を切断するのに用いる機械
	型削盤	×	0	×	×	
	 研磨機	×	0	×	×	低石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属 の加工する機械
	自動やすり目立機	×	O(1.5kW以上のみ)	×	×	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目 を刻む機械
	 【圧縮機・圧縮機 【用コンプレッサー	O(75LWD F04)%	○(2.75LWIN F ○ 4.) ×	○(7.5kWN F ○ ૠ)※	○(2.75LW!\ F @ 4) \	 
を除く) 送風機						
	常用排煙機も含 む)	O(7.5kW以上のみ)※	○(3.75kW以上のみ)※	×	O(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力  
破 砕 機	土石用又は鉱物用 の破砕機、摩砕機 ふるい及び分級機	〇(7.5kW以上のみ)※	0	〇(7.5kW以上のみ)※	〇(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
· 粉 砕 機	食品加工用粉砕機	×	0	×	〇(3.75kW以上のみ)※	※原動機の定格出力
	その他の用に供する 粉砕機	×	0%	×	〇(3.75kW以上のみ)※	※破砕機及び摩砕機を含む
繊維	織機	0%	0%	0%	0%	※原動機を用いるものに限る
	紡績機械	×	0	×	×	
機械	編組機	×	0	×	×	
1/24	撚糸機	×	0	×	×	
建設用資材製造機械	コンクリート プラント	0%	0	×	×	※気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m3以上のものに限る
	コンクリート ブロックマシン	×	×	0%	0%	※原動機定格出力合計2.95kW以上のものに限る
	コンクリート管製造機械及びコンクリート 柱製造機械	×	×	0%	0%	※原動機定格出力合計10kW以上のものに限る
	アスファルトプラント	0%	0	×	×	※混練機の混練重量200kg以上のもに限る
	 设物用製粉機	0%	×	×	×	※ロール式で原動機定格出力7.5kW以上のものに限る
木造加工用機	ドラムバーガー	0	0	0	0	   ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮   をはぐ機械
	チッパー	○(2.25kW以上のみ)※	0	〇(2.2kW以上のみ)※	0	※原動機の定格出力
	—————————— 砕木機	0	0	×	×	
	帯のこ盤	製材用は15kW以上 木工用は2.25kW以 上 対象	○(0.75kW以上のみ)	×	×	
機		製材用は15kW以上				

173%	丸のこ盤	木工用は2.25kW以 上 対象	〇(0.75kW以上のみ)	×	×	
	かんな盤	O(2.25kW以上のみ)	〇(0.75kW以上のみ)	×	×	
抄紙機		0	0	×	×	パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状 となった紙が製造されるもの
印刷機械		〇(原動機を 用いるもののみ)	〇(原動機を 用いるもののみ)	0%	0%	※原動機定格出力2.2kW以上のものに限る
合成	樹脂用射出成型機	0	0	0	0	
	練用又は合成樹脂 練用のロール機	×	×	0%	0%	※カレンダーロール機以外で原動機定格出力30kW 以上のものに限る
	鋳型造型機	0%	0	0%	0%	※ジョルト式のものに限る
==-	-マッチックハンマー	×	0	×	×	空気ハンマーともいう
	ロール機	×	0	×	×	回転させて使う円筒形の機械
	自動製ビン機	×	0	×	×	ビンを製造する機械
F	ラム缶洗浄機	×	0	×	×	
	ータリーキルン	×	0	×	×	釜などを回転させる機械
	ルゲートマシン	×	0	×	×	段ボールシートを作る機械
j	重油バーナー	×	0%	×	×	※重油使用量が毎時15L以上のものに限る
走行ク	天井走行クレーン	×	0%	×	×	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
レーン	門型走行クレーン	×	0%	×	×	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る
	集じん装置	×	0	×	×	気体中に浮遊している粉塵などの微粒子を集めて 取り除く機械
冷凍機(冷媒用圧縮機)		×	0%	×	0%	※原動機定格出力合計が7.5kW以上のものに限る エアコンの室外機が該当する
原動	ディーゼルエンジン	×	0%	×	×	※船舶、車両等の原動機を除き、定格出力合計が7.5kW以上のもに限る
機	ガソリンエンジン	×	0%	×	×	※船舶、車両等の原動機を除き、定格出力合計が7.5kW以上のもに限る
クーリングタワー		×	0%	×	×	※0.75kW以上のものに限る
営業を目的として設置される 原動機付二輪車による 断郊競技施設		×	0	×	×	営業を目的として設置されるによる原動機付二輪車 道路交通法第2条第9号に規定する自動車のうち 自動二輪車及び同項第10号に規定する原動機付 自転車並びにこれらを改造したものによる断郊競技施 設